

育児・介護休業法+α 第11回

事務所だより

第32号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

介護をしながら働き続けるために

今月から「育児・介護休業法」のうち介護を必要とする家族を抱えた男女が働き続けるための制度について紹介いたします。

育児・介護休業法は、正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。この法律では、育児や家族の介護を行う労働者が仕事と育児や介護との両立を支援することを目的とし、事業主に対して適切な対応を義務付けています。

介護保険と介護休業制度の違い

仕事を続けながら介護を行う場合、一人または家族だけで抱え込み、勤務先を辞めざるを得ないケースが往々にしてあります。どのようにすれば、介護をしながら少しでも無理なく仕事が続けられるのでしょうか。

仕事を続けながら支援する公的の制度として身近なものに、介護保険があります。介護保険は、四十歳以上の医療保険加入者と六十五歳以上の方が介護保険料を支払い、その保険料を財源として要介護者や要支援者へ介護サービスを提供する制度です。介護と仕事の両立については、介護休業制度があります。介護休業制度は、介護と仕事を両立するために雇用関係を維持したまま、介護のため休

業することができず、休業しない希望する労働者には、事業主側が支援するよう規定されています。

介護休業制度は不十分

育児休業と介護休業に関する制度を規定しています。そのうちの育児休業制度は、平成二十二年の法改正によって子育てをしながら仕事を続けるための両立支援制度として整備されてきましたが、介護と仕事との両立に関する制度はまだ整備されていません。

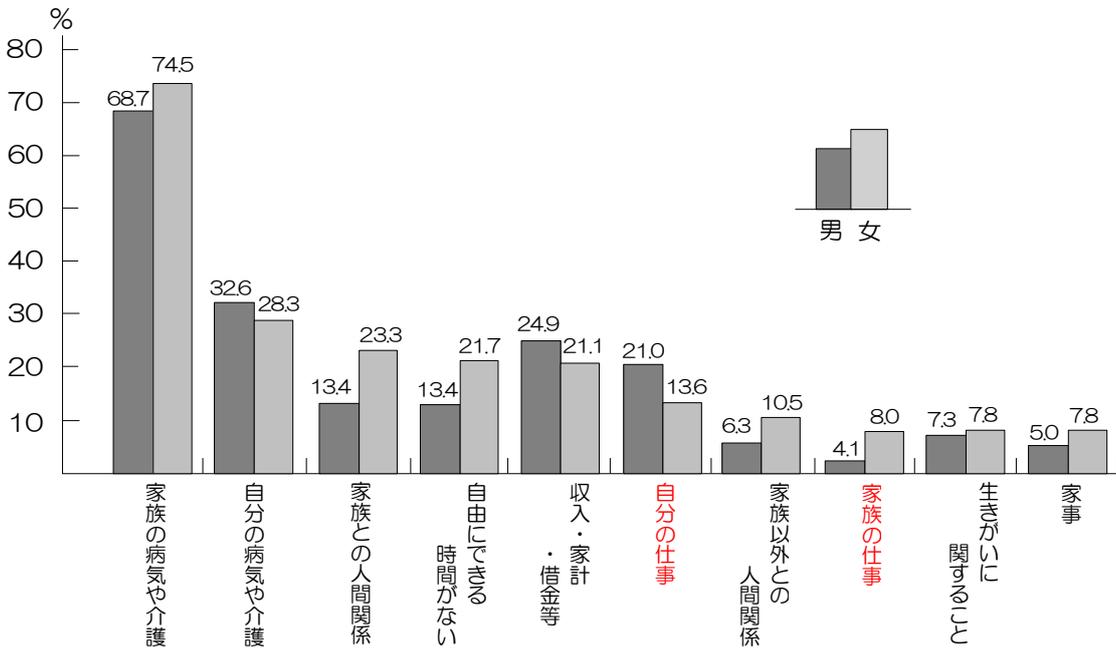
例えば、長期間にわたって在宅介護が必要な場合を考えてみて下さい。一度介護が始まると育児とは違い、一定期間で目途が付くものではありません。また、要介護者が介護施設に入所したり、介護者（自分自身）以外の介護協力者が必ずしも周囲にいるとは限りません。現行の介護休業制度で規定している介護休業期間や、平成二十四年七月一日より全事業所で適用される介護休暇



の日数を取り上げても、現実に即した内容に改正していかねばなりません

次回は、介護休業制度のあらましを掲載いたします。

性別にみた同居の主な介護者の悩みやストレスの原因の割合（複数回答）



＜厚生労働省 平成22年 国民生活基礎調査の概況 より＞

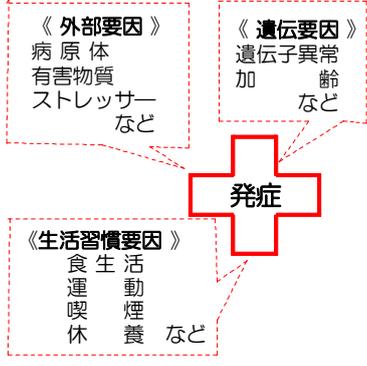
生活習慣病の予防と健康増進

「生活習慣病」とは

「成人病」と呼ばれていた十数年前までは、加齢に伴って中高年で罹患する病気というイメージがありました。現在は、幼少期からの日常の生活習慣次第で年齢にかかわらず発症する病気として「生活習慣病」と呼ばれています。

厚生労働省は、生活習慣病を「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」と定義しています。

一般的に知られている疾患例として、糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧症などが挙げられます。生活習慣病は、遺伝的な要因や食生活、喫煙、ストレス等が深く関わっています。(図参照)



【生活習慣病の発症の要因：厚生労働省】

生活習慣病患者の予備軍の増加

生活習慣病の患者数は年々増加しています。平成二十一年地域保健医療基礎統計(厚生労働省)では、高血圧性疾患(約七九六万人)が最多で、その次に、糖尿病(約二二七万人)、心疾患(約一五四万人)となっています。いずれも医療機関受診者数です。未受診者は含まれていません。そのため、「氷山の一角」と考えられます。

一方、今は体調の変化を感じていないが、このままの生活習慣を続けると何らかの病気を発症するであろう生活習慣病予備軍は、この何倍も潜在しているとされています。

「健康診査」と「保健指導」

平成二〇年四月より協会けんぽや共済組合等の医療保険者に対し、四〇歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)以下、メタボと表記)に着目した健康診査と保健指導の実施が義務付けられました。そのため、医療保険者を通じて

一定の負担金で健診を受診することができず。

従来の健診は、個々の病気の早期発見・早期治療が目的でした。しかし、現在の健診はメタボから起こる糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病を予防することが目的となっています。

生活習慣病が発症する前

受診の結果、生活習慣病発症の可能性が高い方は、保健指導を受けることができます。生活習慣を見直し、医師や保健師、管理栄養士のサポートを受けながら、減量や運動等の個別の行動目標と行動計画を設定・作成、目標達成に向けて自主的に健康管理を行うのです。

平成十九年国民健康・栄養調査(厚生労働省)では、四〇〜七四歳男性の二人に一人、女性の五人に一人がメタボの可能性を強く疑われるか予備軍であると報告しています。

メタボは、内臓脂肪を溜めたまま長期間放っておくことで、命にかかわる病気を急速に招く恐れがあるため、見過ごすことはできません。

そこで、生活習慣病の発症前に、無理のない運動と栄養の偏らない食事によって、内臓脂肪を減らしてみよう。

一月の労務手続 「提出先・納付先」

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]
- 一〇日 [給与の支払者]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
- 「公共職業安定所」
- 労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
- 「労働基準監督署」
- 三十一日 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出(休業四日未満、一〇月〜十二月分)
- 「労働基準監督署」

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

編集後記

年金記録の回復基準が追加され、相当件数が年金事務所での回復可能となりました。今までは、同一企業(グループ)内での異動時の届出誤りによる空白期間や、平成十五年四月以降の賞与支払届提出忘れによる記録もれなどの記録回復の判断は、年金記録確認第三者委員会(総務省)にて行われていました。

しかし、今回の新たな回復基準によって年金事務所が判断されるため、記録回復までの時間が短縮されます。自分が該当しているか知りたい方は、ぜひ弊所に相談下さい。(きん)

藤田社会保険労務士事務所
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408
TEL・FAX 075-571-8611
E-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com